

売 春 対 策 審 議 会

—その20年の歩み—

昭 和 51 年 10 月

内閣総理大臣官房審議室

目 次

I	売春対策審議会の概要	1
1	現在までの経緯	1
2	組 織 等	2
II	売春対策審議会委員名簿	3
1	現在の委員名簿	3
2	審議会設置以来の委員名簿	5
III	売春対策審議会専門委員名簿	9
IV	売春対策審議会幹事名簿	10
V	答申、意見具申等	11
1	売春等の防止及び処分について（答申第1号）	11
2	売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置に ついて（答申第2号）	24
3	売春対策に関する関係各省庁の昭和32年度予算要 求額について（意見具申第1号）	25
4	売春防止対策を推進するための機構について（意見 具申第2号）	26
5	売春防止法の完全実施について（意見具申第3号）	27
6	売春防止法の全面施行にそなえての必要措置につい て（意見具申第4号）	28
7	性病対策について（意見具申第5号）	38
8	売春対策に関する関係各省庁の昭和33年度予算査 定額について（意見具申第6号）	39

9	売春防止の達成及び売春対策審議会の強化 について（意見具申第7号）	40
10	芸き登録制についての要望	41
11	売春防止法の徹底に関する要望	43
12	売春防止法制定以来6年間の実績と今日の 問題点に関する所見について	44
13	売春対策及び麻薬対策に関する要望	45
14	覚醒剤対策に関する要望	46
15	麻薬等嗜癖性医薬品の研究に関する要望	47
16	売春対策等の強化に関する要望	48
17	「薬物乱用」に関する研究についての要望	49
18	性病予防対策に関する意見（昭40年）	51
19	性病予防対策に関する意見（昭41年）	53
20	売春防止対策等に関する要望	55
21	幻覚剤LSD に対する規制の強化について	57
22	覚せい剤対策の強化に関する要望	58
23	トルコ風呂営業に対する対策強化について	59
24	補導処分制度に関する要望について	61
25	トルコ風呂対策の強化及びLSD の罰則強 化についての要望	63
26	性病対策の強化及び沖縄国際海洋博覧会に 伴う売春対策の強化についての要望	64
27	トルコ風呂営業に対する対策の強化について	66
V	売春対策審議会の最近の活動状況	67

Ⅶ 売春防止対策 20 年の歩み	68
1 売春の実態の変化	68
(1) 売春関係事犯の悪質・巧妙化	68
(2) 売春の動機の変化	70
(3) 売春と性病問題	70
2 売春防止対策の実施	72
(1) 社会の風紀環境を浄化する運動の展開	72
(2) 売春関係事犯の取締り	72
(3) 補導処分の実施	73
(4) 婦人保護業務の実施	77
(5) 性病対策の実施	80
Ⅷ 参 考 資 料	81
1 総理府設置法(抄)	81
2 売春対策審議会令	81
3 売春防止法	82
4 「昭和 51 年度社会の風紀環境を浄化する運動」 の依頼文	95

I 売春対策審議会の概要

1. 現在までの経緯

戦後数年を経て人権擁護及び婦人保護の観点から売春問題が取り上げられ、政府においても、売春問題対策協議会（昭28.1.18閣議了解、昭30.10.6廃止）、売春問題協議会（昭30.10.28閣議決定、昭31.3.20廃止）等を設置し、対策を進めてきたが、昭和31年に総理府の附属機関として現行の売春対策審議会（昭31.3.7法律第5号「総理府設置法の一部を改正する法律」及び昭31.3.7売春対策審議会令。本書81ページを参照）が設置された。

売春対策審議会においては、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、売春対策に関する重要事項を調査審議することとされた。そして政府は、昭和31年3月9日委員の任命を行い、同月14日に第1回総会を開催して、「売春対策の一環として売春等の防止および処分に関し、法律案に盛り込まれるべき事項およびこれに関する事項」について諮問を行った。当時、近く開催予定の第24回国会に政府が法案を提出することが期待されていたので、売春対策審議会では、政府案に盛り込まれるべき事項等について、きわめて短時日の間に熱心に検討を行い、同年4月9日「売春等の防止及び処分について」（本書11ページ参照）として答申（答申第1号）を行った。

現行の売春防止法が同年5月24日に制定された後においても、売春対策審議会では、その都度の重要問題について調査審議を続けてきており、最近では、トルコ風呂営業に対する対策の強化について一連の決議を行い、関係各行政機関の措置を促しているところである。

2 組 織 等

審議会の組織は、売春対策審議会令（本書 81 ページ参照）により、要旨次のように定められている。

(1) 委 員 等

関係行政機関の職員、最高裁判所の職員及び識見がある者のうちから内閣総理大臣が任命。

ア 委 員 25 人以内（現在 24 人）。任期 2 年。再任可。会長及び副会長は委員の互選。

イ 専門委員 定数の定めなし（現在 4 人）。専門事項を調査させるため置くことができる。

(2) 幹 事

20 人以内（現在 20 人）。委員及び専門委員を補佐。関係行政機関の職員及び最高裁判所の職員のうちから内閣総理大臣が任命。

(3) 庶 務

内閣総理大臣官房（審議室）で処理。

Ⅱ 売春対策審議会委員名簿

1. 現在の委員名簿

昭和51年9月1日現在

(1) 売春対策に関し識見がある者

岩 本	清	共同通信社顧問
大 浜	英 子	評 論 家
小野田	洋 一	東京都立台東病院副院長
久 万	楽 也	埼玉県薬事関係団体連合会副会長
佐久間	幾 雄	弁 護 士
島 田	一 男	聖心女子大学教授
高 橋	喜久江	売春問題ととりくむ会事務局長
田中丸	善三郎	佐世保玉屋社長
田 辺	繁 子	弁 護 士
柄 沢	助 造	N H K 会 友
中 野	四 郎	全国環境衛生同業組合中央会会長
中 野	ツ ャ	団体常任理事
細 谷	英 吉	慶応義塾大学教授
本 田	宗一郎	本田技研工業㈱最高顧問
町 田	充	弁 護 士
山 崎	朋 子	女性史研究家
若 林	清	弁 護 士

(2) 関係行政機関の職員

総理府総務副長官

法務事務次官

文部事務次官

厚生事務次官

労働事務次官

警察庁次長

(3) 最高裁判所の職員

最高裁判所事務次長

2. 審議会設置以来の委員名簿

氏 名	職 業	在 任 期 間
神 近 市 子	衆議院議員	昭31. 3. 9~36. 2.14
田 中 伊三次	"	昭31. 3. 9~31.1.2.26
中 山 マ サ	"	昭31. 3. 9~39. 2. 3
真 鍋 儀 十	"	昭31. 3. 9~32.1.1.22
松 岡 松 平	"	昭31. 3. 9~33. 3. 8
吉 田 賢 一	"	昭31. 3. 9~33. 6.30
井 上 清 一	参議院議員	昭31. 3. 9~32. 2. 7
一 松 定 吉	"	昭31. 3. 9~33. 3. 8
藤 原 道 子	"	昭31. 3. 9~40. 5.13
宮 城 タマヨ	"	昭31. 3. 9~35. 2. 5
海 野 晋 吉	弁 護 士	昭31. 3. 9~33. 3. 8
大 浜 英 子	家庭裁判所調停委員	昭31. 3. 9~35. 3.13 44. 4. 1~現在
渋 沢 秀 雄	評 論 家	昭31. 3. 9~32.1.1.22
菅 原 通 済	常盤山文庫理事長	昭31. 3. 9~50. 5.25
田 辺 繁 子	専修大学講師	昭31. 3. 9~43.1.1.23 50. 3.28~現在
団 藤 重 光	東京大学教授	昭31. 3. 9~39.1.0.10
福 田 勝	社会福祉法人慈愛会寮長	昭31. 3. 9~39.1.0.10
三 卷 秋 子	主婦連台会副会長	昭31. 3. 9~39.1.0.10
宮 田 重 雄	医 学 博 士	昭31. 3. 9~31.1.2.12
松 原 一 彦	元法務政務次官	昭31.1.2.12~41. 2.18
佐 野 広	参議院議員	昭32. 3. 4~33. 6.30

氏 名	職 業	在 任 期 間
世 耕 広 一	衆議院議員	昭32. 3. 8~34. 1.12
島 村 一 郎	"	昭33. 3.14~34.10.24
山 下 春 江	"	昭33. 3.14~36. 2.14
大 川 光 三	参議院議員	昭33. 3.14~34. 5. 2
河 和 金 作	弁 護 士	昭33. 3.14~39.10.10
久保田 万太郎	作 家	昭33. 3.14~38. 5.16 (死亡)
草 葉 隆 円	参議院議員	昭33. 7. 4~34.11.20
猪 俣 浩 三	衆議院議員	昭33. 7. 8~37. 8.29
田 中 角 栄	"	昭35. 2.20~37. 7.26
福 家 俊 一	"	昭35. 2.20~35.11.20
市 川 房 枝	参議院議員	昭35. 2.20~37.10.20
高 野 一 夫	"	昭35. 2.20~39. 6.26
山 本 杉	"	昭35. 2.20~39. 8.31
河 野 孝 子	衆議院議員	昭35.10.21~36. 2.14
本 島 百合子	"	昭35.10.21~42. 3.16
床 次 徳 二	"	昭36. 2.18~37. 8.10
山 口 シズエ	"	昭36. 2.18~40. 2. 8
小 林 進	"	昭37. 9. 3~42. 3.16
中 野 四 郎	"	昭37. 9. 3~42. 3.16 昭48. 3.17~現在
中 山 栄 一	"	昭37. 9. 3~38.11.21
柏 原 ヤ ス	参議院議員	昭38. 2.21~42. 3.16
井 村 重 雄	衆議院議員	昭39. 3.16~40. 6.23
田 中 龍 夫	"	昭39. 3.16~42. 3.16

氏 名	職 業	在 任 期 間
荒 垣 秀 雄	朝日新聞論説室顧問	昭39.1.1.14~43.1.1.23
植 松 正	一橋大学教授	昭39.1.1.14~43.1.1.23
瀬 川 八十雄	全国婦人保護施設連台会会長	昭39.1.1.14~50.6.1.2
安 田 巖	医療金融公庫総裁	昭39.1.1.14~43.1.1.23
若 林 清	弁 護 士	昭39.1.1.14~現在
伊 藤 よし子	衆議院議員	昭40.3.1.7~42.3.1.6
丸 茂 重 貞	参議院議員	昭40.3.1.7~41.1.2.2.4
森 田 た ま	"	昭40.3.1.7~42.3.1.6
松 山 千恵子	衆議院議員	昭40.8.1.2~41.8.1.5
田 中 寿美子	参議院議員	昭40.8.1.2~42.3.1.6
竹 内 勝	千葉大学教授	昭41.1.1.2.4~46.1.3.1
小 川 太 郎	亜細亜大学教授	昭44.2.1~48.5.1.4
古 谷 糸 子	評 論 家	昭44.4.1~48.5.1.4
中 野 ツ ャ	東京都民生局婦人部長	昭45.2.2~現在
土 肥 淳一郎	東京慈恵会医科大学教授	昭46.5.1.5~50.1.1.2.0
細 谷 英 吉	慶応大学教授	昭46.5.1.5~現在
久 万 楽 也	埼玉県薬事関係団体連台会副会長	昭48.3.1.7~現在
倉 井 藤 吉	弁 護 士	昭48.3.1.7~50.3.1.6
町 田 充	"	昭48.3.1.7~現在
川 原 千寿子	サンケイ新聞記者	昭48.6.1.6~50.6.1.5
田中丸 晋三郎	佐世保玉屋社長	昭48.6.1.6~現在
小野田 洋 一	東京都立台東病院副院長	昭50.3.2.8~現在
佐久間 幾 雄	弁 護 士	昭50.3.2.8~現在

氏 名	職 業	在 任 期 間
高 橋 喜久江	売春問題ととりくむ会事務局長	昭50. 7.21～現在
山 崎 朋 子	女性史研究家	昭50. 7.21～現在
岩 本 清	共同通信社顧問	昭50.11.20～現在
島 田 一 男	聖心女子大学教授	昭51. 6. 2～現在
本 田 宗一郎	本田技研工業(株)最高顧問	昭51. 6. 2～現在
柄 沢 助 造	日本放送協会会友	昭51. 7.10～現在

(職業は任命時点のものである。)

Ⅲ 壳春対策審議会専門委員名簿

大	浜	方	栄	沖縄県医師会長
兼	本		武	琉球大学法文学部助教授
小	波	蔵	政	沖縄銀行取締役相談役
宮	里		悦	沖縄県婦人連台会会長

IV 売春対策審議会幹事名簿

1.

1. 関係行政機関の職員

内閣総理大臣官房審議室長

参事官

警察庁 刑事局保安部長

法務省 刑事局長

矯正局長

保護局長

人権擁護局長

大蔵省 主計局長

文部省 社会教育局長

厚生省 公衆衛生局長

薬務局長

社会局長

児童家庭局長

労働省 労働基準局長

婦人少年局長

職業安定局長

自治治省 行政局長

警視庁 防犯部長

2. 最高裁判所の職員

最高裁判所 事務総局刑事局長

家庭局長

V 答申、意見具申等

1. 売春等の防止及び処分について

(昭31.4.9答申第1号
売春対策審議会会長から内閣
総理大臣鳩山一郎あて)

本売春対策審議会は、売春対策の一環として、売春等の防止及び処分に関し、すみやかに立法措置を講ずる必要があると認め、当該法律案に盛り込まれるべき事項及びこれに関連する事項について検討した結果、左記のとおり決定したので、答申する。

記

- 一 法律の名称は、「売春等の防止及び処分に関する法律」とすることが適当である。
- 二 性行又は環境に照して売春を行うおそれのある婦女（以下「要保護婦女」という。）の保護更生を図ることの重要性にかんがみ、これを単に行政措置に委ねるをもって足るとすべきではなく、法律上明文をもって明らかにすることが適当である。
- 三 法律の内容に盛り込まれるべき事項は、おおむね、次のごときものとするのが適当である。
 - 1 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春及びこれを助長する行為の防止及びその取締並びに要保護婦女の保護更生を図ることを目的とする旨を明らかにすること。
 - 2 売春とは、対償を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう旨を明らかにすること。

3 刑事処分の対象とすべき行為は、おおむね、次のごときものとし、科せらるべき刑は、既存の関係法規の刑罰規定と均衡を失しないものとする。売春行為自体は、さしあたり刑事処分の対象としなが、これについては別紙のとおり有力な反対意見もあり、将来の問題として引続き調査検討を加えるものとする。

(イ) (勧誘等)

- (1) 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘する行為
- (2) 売春の目的をもって、道路その他公の場所で、人の身辺に立ちふさがり又はつきまとう行為
- (3) 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、客待ちをし、又は写真若しくは絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引する行為

(ロ) (周旋等)

- (1) 売春の周施をし、又は売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように勧誘する行為
- (2) 売春の周旋をする目的で、道路その他公の場所で、人の身辺に立ちふさがり又はつきまとう行為
- (3) 売春の周旋をする目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、写真又は絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引する行為

(ハ) (場所の提供)

売春のために使用されることを知りながら、建物若しくはその一部を貸与し、又はその使用を許可する行為

(ニ) (困惑等による売春)

欺き、又は困惑させて売春をさせる行為

(ホ) (特殊関係の利用)

親族、業務、雇用、その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して、売春をさせる行為及びこのような関係にある者がその影響力を利用して、売春の対償の全部若しくはその一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束する行為

(ヘ) (前貸等)

売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与する行為

(ト) (売春をさせる契約)

売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をする行為

(チ) (施設の経営等)

(1) 売春を行う場所を提供することを目的とする施設を経営し、又は管理する行為

(2) 居住させて売春をさせることを業とする行為

(リ) (資金等の提供)

情を知って、売春施設の経営に要する資金、土地又は建物を提供する行為

4. 要保護婦女に対する保護更生の措置に関して規定すべき事項はおむね次のとおりとする。

(イ) 要保護婦女の相談に応じ、必要な指導を行い及び一時保護を行う婦人相談所(仮称)を都道府県に設置するとともに婦人相談員(仮称)を配置すること。

(ロ) 要保護婦女のうち、施設に収容して必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産、就職の助成等を行う必要があるもののため、婦人保護施設を都道府県に設置すること。

(ハ) 関係機関の協力義務を明らかにすること。

5 附則をもって、必要な経過規定、関係法令の改廃を行うこと。刑事処分に関する規定の施行期日については適当な猶予期間を置くこととし、おおむね、昭和33年1月1日とすること。

四 1 「勧誘等」の罪を犯した者については、裁判所において保安処分につることができるものとするのが妥当であり、すみやかにこれに関する立法措置を講ずること。

2 旅館業法を改正して、公衆衛生の見地からのみではなく、風紀取締の見地からも、旅館業を規制することについてすみやかに検討を加え、必要な改正措置を講ずること。

五 この法律の目的を達成するために、この法律の実施に直接必要な予算を確保することはもとより、要保護婦女に対する保護更生の徹底に要する予算上の措置についても遺憾のないようにすべきである。

六 この法律の公布にあたっては、国民一般の性道徳の高揚について強力な啓蒙保動を展開すべきである。なお刑事処分に関する規定の施行以前には、現存の昭和22年勅令第9号、職業安定法、児童福祉法、労働基準法、刑法及び関係地方条例の各該当規定の適切な運用を図り、この法律の施行を円滑ならしめるよう、事前措置について配意すべきである。

関係資料目録

一 売春行為自体を刑事処分の対象とすべきであるとの意見書

一 売春等の防止に関する法律要綱案

売春行為を処罰しない答申には反対である。その理由は、

一 売春の社会悪であることを認めながら、これを行う者に処罰の制裁を加えない態度は正しくない。もし、法が売春行為そのものについて倫理的宣言をなすにとどまるのであるならば、それは立法の範囲外でないか、かりにも、法律が売春の社会悪であることをみとめ、その防止と取締りを目的とする以上は、社会が納得する程度の制裁規定をおくことは当然である。

よって、我らは、売春行為に対して比較的軽い処罰規定と共に、売春婦の保護、更生の施設及び転落防止の用意をすることを妥当と信ずる。

二 売春行為を処罰しないで、売春のための公然^{〇〇}の勧誘を処罰すること（案の3）は筋が通らない。のみならず、これは人目^{・・・・・}につかぬ方法[・]による売春が野放しとなって、その害毒まことに怖るべく、法の目的に相反する。結局、法はその実効を挙げ得ない。

三 売春を処罰しない場合に、売春行為の処罰を規定せる全国の地方条例の効力はどうなるのか。

若し、地方条例が「失効^{〇〇〇}する」となれば、全国の売春は放任行為となって、売春の防止と取締りを目的とする法が逆にこれを公認する結果となる。

若し、地方条例が「失効^{〇〇〇〇}しない」となれば、法律の精神と条例は矛盾して、売春に対する国家意思は不統一となり、国民はその適従

にまどうであろう。

四 売春を処罰しないで、売春を目的とする業者^{〇〇}を処罰することは、理論の根拠を失うものである。

五 売春を処罰しない理由として、「検挙に際して証拠に乏しく、結局立証難で、人権侵害のおそれがある」と述べられるが、これは、業者^{〇〇}の場合も同様である。立証難を免責の根拠とすることは妥当でない。人権を侵してはならないことは、ひとり、売春のみならんや、で、警察官等が憲法保障の国民の基本的人権を尊重せねばならないことは論ずるまでもない。

六 売春婦は弱者であるから処罰立法には反対との説に対しては、処罰とあわせて保護・更生施設と転落防止その他社会保障を併行せしめて、売春防止の目的を達すべきである。

七 昨年 9 月 2 日、売春問題対策協議会も、「悪質売春は処罰すべきもの」との趣旨を答申しておる。

八 売春を処罰しない場合は、売春を買う男性も処罰を免れることとなつて、性道徳は無視せられ、社会の常識に相反することとなる。

昭和 31 年 4 月 6 日

売春対策審議会委員

吉 田 賢 一

神 近 市 子

藤 原 道 子

三 卷 秋 子

福 田 勝

中 山 マ サ

宮 城 タ マ ヨ

田 辺 繁 子

大 浜 英 子

売春対策審議会会長

菅 原 通 済 殿

売春等の防止及び処分に関する法律（仮称）要綱案

第1章 総 則

（目的）

- 一 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春及びこれを助長する行為の防止及びその取締並びにその性行又は環境に照して売春を行うおそれのある婦女（以下「要保護婦女」という。）の保護更生を図ること目的とする旨を明らかにすること。

（国及び地方公共団体の義務）

- 二 国及び地方公共団体は、この法律の定めるもののほか、福祉施設、医療施設その他教育施設を充実し、なお就職のあっせん、職業の指導、各種生活資金の貸付等についても遺憾なきを期することによって、要保護婦女の保護更生に努めるとともに、純潔教育の普及徹底を図る等売春の発生を予防する施策を講じなければならない旨を明らかにすること。

（定義）

- 三 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう旨を明らかにすること。

（売春等の禁止）

- 四 何人も、売春をし、又はその相手方となってはならない旨を明らかにすること。

第2章 刑 事 処 分

（勧誘等）

- 五 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘した者は、………に処する。

2 売春の目的をもって、道路その他公の場所で、人の身边に立ちふさがり又はつきまとった者は、………に処する。

3 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、客待ちをし、又は写真若しくは絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引した者は、………に処するものとする。

(周旋等)

六 売春の周旋をし、又は売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように勧誘した者は、………に処する。

2 売春の周旋をする目的をもって、道路その他公の場所で、人の身边に立ちふさがり又はつきまとった者は、………に処する。

3 売春の周旋をする目的をもって、公衆の目に触れるような方法で写真又は絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引した者は、………に処する。

(場所の提供)

七 売春のために使用されることを知りながら建物又はその一部を貸与し、又はその使用を許可した者は、………に処する。但し、貸与し又はその使用を許可した建物、又はその一部が売春のために使用されることを知って、売春の行われることを防止するために相当と認められる処置を採った場合は、この限りでないものとする。

(困惑等による売春)

八 欺き、又は困惑させて売春をさせた者は、………に処するものとする。

(特殊関係の利用)

九 親族、業務、雇用その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して売

春をさせたときは、………に処する。

- 2 前項の関係にある者がその影響力を利用して、売春の対償の全部若しくはその一部を収受し、又これを要求し、若しくは約束したときは、………に処するものとする。

(前貸等)

- 十 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他財産上の利益を供与した者は、………に処するものとする。

(売春をさせる契約)

- 十一 売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、………に処するものとする。

(施設の経営等)

- 十二 売春を行う場所を提供することを目的とする施設を経営し、又は管理した者は、………に処するものとする。

- 2 居住させて売春をさせることを業とする者は、………に処するものとする。

(資金等の提供)

- 十三 情を知って、売春を行う場所を提供することを目的とする施設の経営に要する資金、土地又は建物を提供した者は、………に処する。但し、提供した資金、土地又は建物が売春を行う場所を提供することを目的とする施設の経営に使用されるものであることを知って、これが使用を阻止するために相当と認められる処置を採った場合は、この限りでないものとする。

(両罰)

- 十四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、十から十三までの罰を犯したときは、

その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科するもの
とすること。

（併科）

十五 五から十三までの罰を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金
を併科することができる。

第3章 保護更生処分

（婦人相談所）

十六 都道府県は、政令の定めるところにより、婦人相談所を設置しなけれ
ばならないものとする。

2 婦人相談所は、要保護婦女の保護に関する事項について主として次の業
務を行うものとする。

（一） 要保護婦女に関する各般の問題につき相談に応ずること。

（二） 要保護婦女及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、
教育学的、社会学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必
要な指導を行うこと。

（三） 要保護婦女の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置
くものとする。

（婦人相談員）

十七 都道府県及び市は、その管理に属する福祉事務所に、非常勤の婦人相
談員を置くものとする。

2 婦人相談員は、要保護婦女につき、その発見に努め、相談に応じ、必要
な指導を行う等これらの者の保護更生に努めるものとする。

3 婦人相談員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の

職務を行うに必要な熱意をもっている者の中から、都道府県知事又は市長が任命するものとする。

(婦人保護施設)

十八 都道府県は、要保護婦女のうち、施設に収容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行うため、政令の定めるところにより、婦人保護施設を設置しなければならないものとする。

2 市町村その他の者は、命令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て婦人保護施設を設置することができるものとする。

(協力機関)

十九 民生委員法に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、労働省設置法に定める婦人少年室の協助力員、保護司法に定める保護司、更生緊急保護法に定める更生保護事業を営むもの、人権擁護委員法に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所に協力しなければならないものとする。

(都道府県の支弁)

二十 都道府県は次に掲げる費用を支弁しなければならないものとする。

(一) 十六の婦人相談所に要する費用

(二) 十七の婦人相談員の設置に要する費用

(三) 十八の婦人保護施設に要する費用

(都道府県の補助)

二一 都道府県は、市町村その他の者が設置する婦人保護施設の設備につき支弁した費用の一分の一を補助することができるものとする。

(国庫の補助)

二二 国庫は、都道府県が二十の規定により支弁した費用の一分の一を補

助しなければならないものとする。

- 2 国庫は、都道府県が二一の規定により補助した金額の一分の一を補助しなければならないものとする。

附 則

(施行期日)

- 一 この法律は、………の規定を除き、公布の日から施行し、………の規定は昭和33年1月1日から施行するものとする。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

- 二 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和22年勅令第9号)は、………の規定の施行と同時に廃止するものとする。

(地方条例との関係)

- 三 売春行為自体を処罰する地方条例は、………の規定の施行前は、その効力を失うものでないことを明らかにするものとする。

(社会福祉事業法の一部改正)

- 四 社会福祉事業法の一部を次のように改正するものとする。

第2条第2項中第3号の次に次の1号を加え、第4号を第5号とする。

四 売春等の防止及び処分に関する法律(昭和31年法律第 号)に
いう婦人保護施設を経営する事業

2. 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

(昭 3 1. 9. 7 答申第 2 号
売春対策審議会会長から内閣
総理大臣鳩山一郎あて)

本審議会は、昭和 3 1 年 4 月 9 日、内閣総理大臣に対して、売春等の防止及び処分について、答申第 1 号を提出した。政府は、右答申に基き、売春防止法案を国会に提出したのであるが、同法案は、昭和 3 1 年 5 月 2 1 日、国会を通過成立し同月 2 4 日公布を見たことはまことに欣快にたえない。

この法律は、長い因襲を持った社会悪を排除しようとする画期的立法であって、その成果を期するためには、重大なる決意と努力を要するところであるが、特に、法律施行前においても、法律の円滑な施行を図り、売春防止の目的を達成するため、政府において、売春防止法の趣旨の普及徹底、人権の尊重、性道德の高揚、未然防止措置の強化、保護更生の強化、関係業者の転廃業の促進、取締の適正化、犯罪後の更生保護措置の強化及び中央関係各省庁並びに地方公共団体との連絡の強化等の事項について、強力な行政措置を採る必要があると認めたので、ここに答申する。

3. 売春対策に関する関係各省庁の昭和32年度予算要求額について

(昭31.12.17意見具申第1号)
(売春対策審議会会長から内閣総
理大臣鳩山一郎あて)

本審議会は、売春対策に関する関係各省庁の昭和32年度予算要求額を通覧するに、画期的な文化立法である売春防止法の受入れ態勢として、本要求額をもってしてはまことに不十分であって、到底所期の目的を達成することは困難であると思料せられるので、売春対策審議会令第1条第2項の規定により、ここに意見として政府の再考慮を求める。

4. 売春防止対策を推進するための機構について

(昭 3 2.5.6 意見具申第 2 号
売春対策審議会会長から内閣
総理大臣岸信介あて)

売春防止法の目的を完全に実施するため、特に、最近における関係業者の転廃業問題の実情にもかんがみ、これを含めて、売春防止対策を強力に実施する必要があるので、すみやかに、政府部内に、民間からも適任者の協力を得て、売春防止対策を推進するための機構を設けられるよう

売春対策審議会令第 1 条第 2 項の規定により、ここに意見具申する。

5. 売春防止法の完全実施について

(昭32.8.7意見具申第3号
売春対策審議会会長から内閣
総理大臣岸信介あて)

本審議会は、本年5月6日、意見具申第2号をもって、政府部内に売春防止対策を推進するための機構を設けられるよう要望したのに対し、政府は、この意見具申に基き、厚生省に売春対策推進委員を置き、諸対策に努力せられていることは、まことに意を強くするところである。

然しながら、世上一部に、売春防止法の刑事処分関係規定の施行期日が延期されるのではないかという風評もあり、重大な関心を持つものである。

よって政府におかれては、既定方針に基き売春防止法を完全に実施するため、速やかに保安処分に関する立法措置を含む適切な対策とこれに伴う予算措置を講ずるよう売春対策審議会令第1条第2項の規定により、ここに意見具申する。

6. 売春防止法の全面施行にそなえて必要措置について

(昭32.9.18意見具申第4号)
売春対策審議会会長から内閣
総理大臣岸信介あて

売春防止法は、要保護女子の保護更生に関する規定の施行を先行せしめ、刑事処分に関する規定の施行については、2年間の猶余期間を置いて、その間、諸対策を総合的に実施することにより、同法の円滑な施行を期したのであるが、同法の完全実施を僅か6月の後に控えているにもかかわらず、その対策は遅滞として進まず、例えば東京都の一部、新吉原の如きは、昨年5月に比し、かえって従業婦173名の増加を見ている状況であり、業者の転廃業についても、本年6月以降はとみに停頓して、今なお、6%に達しない実情であることは、売春対策について1年数カ月を空費した感があり、このような事態はまことに遺憾である。

よって、本審議会は、売春対策上、特に重要な保安処分、保護更生及び転廃業対策について審議の必要を認め、3分科会を設けて鋭意審議の結果、差当り必要な措置として左記のとおり結論を得たので、売春対策審議会令第1条第2項の規定により、ここに意見具申する。

記

- 一 保安処分対策については、別紙「売春防止法の一部を改正する法律案（補導処分等）要綱案」及び「婦人補導院法案要綱案」に基き、速かに立法措置を講ずるものとする。
- 二 保護更生対策については、売春防止法によりその設置を義務づけられた婦人相談所すら、未だその設置を見ない県があること等の状況にかんがみ、同法の全面的施行に支障を来す虞もあるので、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 婦人相談所未設置の県に対しては、直ちにその開設を促す強硬な措置をとること。

2 婦人相談員の設置が定数に達しない府県内に対しては、定数までの設置につき必要な措置をとること。

3 婦人保護施設の設置は、本法の施行上欠くべからざるものであるが、国の昭和32年度婦人保護施設予算の施行状況をみるに、一部少数の府県が具体的設置計画をたてたのみで、他の大多数の府県はその計画さえない状況である。

よって政府は、未設置府県を督励し、右予算の速かな施行を図るよう、強力に指導すること。

このため必要に応じ、婦人保護施設は、これを都道府県の義務設置とするよう、法の改正を考慮すること。

4 なお、今日までの関係業者の転廃業及び婦女の保護更生の状況よりみて、法の全面施行期日たる明年4月1日間近に要保護婦女の増加が予想されるので、昭和32年度予算に計上された施設の外、本年度中に、更に各都道府県に必要な婦人保護施設の増設を図るため、予備費支出を考慮すること。

三 転廃業対策については、この際更に、これを推進するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 閣議決定をもって、各都道府県及び5大市に売春防止対策本部をおくよう、各都道府県知事及び5大市長に通達するものとする。

なお、その際、売春防止法の刑事処分関係規定の施行については、絶対に延期しない旨を表明するものとする。

2 業者自身の資力による自主転廃業を基本とし、その金融のために

特別な枠で融資の操作をするようなことはできないが、健全な転廃業をする者に対しては、公私の金融機関に於て、差別待遇をせず、公平かつ親切に、融資の斡旋をなし、又はその他転業に必要な措置を講ずるものとする。

なお、業者がこの線にそって、早く転廃業の方針を決定するよう、奨励するものとする。

売春防止法の一部を改正する法律案（補導処分等）要綱案

（補導処分の言渡）

第1 裁判所は、売春防止法（以下、法という。）第5条の罪を犯した成人の女子に対し、懲役の執行を猶予すべきときは、刑の言渡と同時に、補導処分に付する旨の言渡をすることができる。

2 補導処分に付する旨の言渡をすべき場合においては、保護観察に付する旨の言渡をすることはできない。

3 法第5条の罪と他の罪とについて、1個の裁判により懲役の言渡をすべきときは、刑法第54条第1項の規定により法第5条の罪の刑によって処断すべき場合を除き、前項の規定を適用しないものとする。

（補導処分の内容）

第2 補導処分に付せられた者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な措置を講ずるものとする。

（婦人補導院）

第3 婦人補導院は、在院者の自主性を尊重してその自覚に訴え、開放的な雰囲気の下に第2の措置を講ずる施設とする。

2 婦人補導院は、在院者に対し、規律ある生活の下に、その道徳観念、労

働意欲及び衛生思想の向上を図り、社会生活に適応させるために必要な生活指導、授産作業及び医療を行う。

- 3 補導上必要があるときは、院外補導等の措置を講ずることができる。
- 4 生活指導、授産作業、医療、出産、携帯乳児に関する処置その他在院者の処遇に関し必要な事項は、婦人補導院法の定めるところによるものとする。

（補導処分の期間）

第4 補導処分の期間は、6月とすること。

（勾留状の効力）

第5 補導処分に付する旨の判決の宣告があったときは、刑事訴訟法第345条の規定は、適用しないものとする。

（収容）

第6 補導処分の言渡を受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、収容のためこれと呼出すことができる。正当な理由がなく呼出に応じないとき、逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、収容状を発することができるものとする。

（補導処分の競合）

第7 2個以上の補導処分は、同時に執行する。

- 2 1の補導処分について執行を終ったときは、執行を終らない他の補導処分についても、その言渡が確定した日からその執行を開始する日の前日までのうち、先に執行を終った補導処分の執行をし現期間は、すでにその執行があったとみなすこと。

（在院者の環境調査）

第8 保護観察所の更は、在院者の社会復帰を円滑にするため、必要がある

と認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることができる。

- 2 前項の場合において、保護観察所の長は、婦人補導院、婦人相談所その他関係の機関又は団体に対し、必要な援助及び協力を求めることができるものとする。

(仮退院)

第 9 地方更生保護委員会は、補導処分に付せられた者に対し婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許すことができる。

- 2 仮退院を許された者は、犯罪者予防更生法の規定に準じ保護観察所の保護観察に付する。
- 3 仮退院を許された者が、遵守事項を遵守しなかったとき、又は遵守しないおそれがあるときは、地方更生保護委員会は、犯罪者予防更生法の規定に準じ、仮退院の取消をすることができる。
- 4 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終ったものとする。

(更生保護)

第 10 婦人補導院を退院した者及び第 9 の第 4 項により補導処分の執行を受け終ったとされる者に対しては、更生緊急保護法の規定に準じ、更生保護の措置を講ずることができるものとする。

(執行猶予期間の短縮)

- 第 11 婦人補導院から退院した者が、刑の執行の言渡を取り消されることなく、6 月を経過したときは、執行猶予の期間を経過したものとみなす。
- 2 婦人補導院からの仮退院を許された者が、仮退院及び刑の執行猶予の言渡を取り消されることなく、6 月を経過したときも、前項と同様とする。

3 法第5条の罪と他の罪とについて、1個の裁判により懲役の言渡を受けたときは、刑法第54条第1項の規定により法第5条の罪の刑によって処断された場合を除き、前2項の規定を適用しないものとする。

(補導処分の失効)

第12 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失ったとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失うものとする。

(少年の取扱)

第13 法第5条の罪を犯した少年については、少年法を適用するものとする。

(刑の執行猶予の特例)

第14 法第5条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をすべきときは、刑法第25条の2第1項の規定による保護観察の期間内に犯した場合であっても、同法第25条第2項但書の規定にかかわらず、同項本文の規定によってさらにその刑の執行を猶予することができる。同法第54条第1項の規定により法第5条の罪の刑によって懲役の言渡をすべきときも、同様とすること。

婦人補導院法案要綱案

(婦人補導院)

第1 婦人補導院は、売春防止法(昭和31年法律第118号)の規定により補導処分に付せられた者を収容して、これを更生させるために必要な補導を行う施設とすること。

(管理)

第2 婦人補導院は、国立とし、法務大臣が管理する。

2 法務大臣は、少くとも1年ごとに1回監査を行わなければならないものとする。

(補導)

第3 婦人補導院で補導として行う在院者に対する生活指導、授産作業及び医療は、在院者の個性、必身の状況その他法務省令の定めるところによつて行う分類調査の結果にもとづいて計画的に行わなければならない。

2 在院者に対する生活指導は、婦人としての情操を豊かにし、家事その他婦人として必要な基礎的教養を授けるとともに、その自主自立の精神を体得させるため、相談、助言その他の方法によつて、その現在及び将来の生活について指導するものとする。

3 在院者に対する授産作業は、勤労の習慣を養わせ、あわせて職業についての知識及び技能を授けてその自立を助長するように行うものとする。

4 在院者に対する医療は、厚生 of 妨げとなる心身の障害を除去することにつとめるものとする。

(自己労作)

第4 婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作をすることを願ひ出たときは、これを行わせることができること。

(学校等の援助)

第5 婦人補導院の長は、その婦人補導院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て、学校、病院、事業所、宗教団体、婦人団体又は学識経験のある者に委嘱して、在院者に対する補導に関する援助をさせることができる。

2 前項の場合において、婦人補導院の長は、在院者を事業所等にかよわせ、

その他婦人補導院外で授産作業を行うことができる。

- 3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができること。

(奨励金等)

- 第6 授産事業についた者に対しては、法務省令の定めるところにより、奨励金を与えるものとする。

- 2 院外授産作業の場合において、事業所等から在院者に報酬が支払われるときは、これを全部本人に支給すること。

(手当金)

- 第7 在院者が授産作業を受けるに際して、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

- 2 前項の手当金のうち、負傷又は疾病による手当金は、出院の際本人に支給し、死亡による手当金は、本人の遺族に支給すること。

(給養)

- 第8 在院者には、婦人補導院の長が特に必要があると認めて自弁を許す場合のほか、婦人にふさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに食糧及び飲料を給与するものとする。

(面会及び通信)

- 第9 婦人補導院の長は、婦人補導院の職員に在院者に対する面会に立ち合わせ、かつ、在院者の発受する通信を検閲することができるものとする。

(臨時外出)

- 第10 婦人補導院の長は、在院者に特別な事由がある場合において、補導

上さしつかえがないときは、在院者を臨時に外出させることができるものとする。

(賞)

第 1 1 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合には、法務省令の定めるところにより、賞(注一賞詞、賞状、賞品、賞票、賞金等)を与えることができること。

(懲 戒)

第 1 2 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

一 嚴重な訓戒をすること。

二 10 日をこえない期間謹慎室で反省させること。

2 前項第二号の懲役は情状により、その執行を猶予し、停止し、又は免除することができること。

(保護帯)

第 1 3 在院者が暴行又は自殺するおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、法務省令の定めるところにより、保護帯を使用することができる。

2 保護帯の使用は、婦人補導院の長の許可を受けなければ行つてはならない。ただし、緊急を要する状態にあつてその許可を受けるいとまのないときは、この限りでない。

3 保護帯の製式は、法務省で定めること。

(連戻し)

第 1 4 在院者が逃亡したときは、婦人補導院の職員は、これを連れ戻すこ

とができる。婦人補導院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、同様とすること。

（旅費及び衣類の給与）

第 15 婦人補導院から出院する者が帰往旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、旅費又は衣類を給与するものとする。

（子の保育）

第 16 婦人補導院の長は、在院者の子で満 1 歳に満たないものについて、やむを得ない事由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができるものとする。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満 1 歳をこえてもその者に保育させることができること。

7. 性病対策について

(昭32.10.16意見具申第5号)
売春対策審議会長から内閣総理
大臣岸信介あて

売春防止法の制定を契機として、性病に関する国民の関心はいちじろしく高まってきているが、これまでの性病予防対策は、必ずしもその成果を十分に収めてきたとはいえない実情であるから、政府は、性病の絶滅に向って格段の効力をなすべき時期にきていると考える。

一方、明年4月の売春防止法全面施行により、売春を行う者の絶対数が減少し、その接触率も低下すると思われるので、性病の発生も又下降の途をたどるものと考えられるのである。

これらの事情にかんがみ、この際、これを好機として、政府は純潔教育を一層徹底するとともに、性病の予防、治療に関する知識の啓発、接触者調査等感染源の追求、特に治療費の全額公費負担による完全な治療の徹底等を根幹として、性病予防対策を一段と拡充強化する必要があると認める。

よって政府は、性病予防法に係る所要の改正案とこれと要する予算を策定し、来る通常国会に提出して、その実施を期するとともに、さしあたり、売春を常習とする者のうち、性病にかかっているものに対しては、これを根絶するため、ただちに適切な措置を講ずるよう

売春対策審議会令第1条第2項の規定により、ここに意見具申する。

8. 売春対策に関する関係各省庁の昭和33年度予算査定額について

(昭33.1.10意見具申第6号)
売春対策審議会会長から内閣
総理大臣岸信介あて

売春防止法の全面施行にあたり、婦女の保護更生の実をあげるとともに、取締の完璧を期するためには、厚生省関係では、婦人相談所及び婦人保護施設の新設、婦人更生資金の貸付、婦人相談員の活動及び性病予防等に関する予算等、労働省関係では、転落防止のための婦人問題相談の強化、職業補導、職業紹介の実施等に要する予算等、法務省関係では、婦人補導院、更生保護相談室等に関する予算等、警察庁関係では、必要な取締に要する予算等売春対策に必要な予算を充実にすることは、政府当然の責任である。

然るに、今次の第1次予算査定によれば、政府の売春防止法実施に対する関心がうすく、いささかの積極的な考慮も払われていないと認められることは、まことに遺憾なことである。

よって、本審議会は、速かに予算上適切なる措置をとれるよう、売春対策審議会令第1条第1項の規定により、政府に対し深甚なる考慮と反省を促す次第である。

9. 売春防止の達成及び売春対策審議会の強化について

(昭33.12.12意見具申第7号)
売春対策審議会会長から内閣総
理大臣岸信介あて

最近、全国的に売春を助長する行為がしきりに横行し、売春行為が売春防止法施行以前の状態に復しつつあるやの感がある。

かくのごとき現状は、法の目的たる売春防止がほとんど達成されていないといって過言ではなく、法の成立及びその施行に非常な関心を有する一般国民に対して、その期待を裏切ることはなはだしいものであり、

本審議会としてはきわめて遺憾にたえない。

よって、政府は、かかる実情に即応しつつ、本審議会についてその活動強化を図るとともに、売春防止法の施行について一層の効力を払い、もって売春防止の達成を期するよう、売春対策審議会令第1条第2項の規定により、ここに意見具申する。

10. 芸ぎ登録制についての要望

(昭34.10.24売春対策審議会会長菅原通済、同委員松原一彦、同委員久保田万太郎から国家公安委員長あて)

売春防止法が実施されて以来、赤線のしょう婦は一応社会の表面からは姿を消したが、これに紛らわしい芸ぎは全国2万6千人以上も存在し、これらの間には、いまもなお売春防止法の趣旨にそむいた行動をしているものが多いということが当面の問題となっている。本来芸ぎは和風の歌舞音曲をもって客席の接待を本業とする正当な職業婦人のはずである。それが一般しょう婦と同列にせん視されるようになったことは、一つは、芸ぎ屋との関係がしょう家のそれと酷似していたからであり、他面、芸ぎ自身の無智と無自覚が多年にわたって培われたろう習に押し流されて来た結果であった。しかし、おびただしい芸ぎの存在は否定のできぬ現実であり、最近の傾向は、芸ぎと芸ぎ屋との関係もなお不徹底ながら多分に改善され、かつ、解放された芸ぎ自身の職能人としての自覚も進んで来たこの際のことである。全国芸ぎ芸ぎ屋同盟会の代表者から「われわれも極力自粛して芸ぎの正常なありかたをかたく守り、芸能人としての伝統を保持するために自治組台を結成して相互の協調と芸能の修練につとめたい。このためには、現に多年実施して効果をあげている東京都の例にならい、全国的に芸ぎの登録制を実施するよう地方各都道府県に勧奨されたい」との数次にわたる熱心な陳情のあったことはけだし、適切なる芸ぎ問題対策の一面として重視いたしてよいと思う。東京都は昭和23年7月以来風俗営業取締法施行条例を設けその中に「芸ぎとは、主として和風の歌舞音曲による客の接待を業とするもので、所轄公安委員会が風俗保持上支障がないと認める機関に登録されたものをいう」と

規定してまず芸^ぎ登録委員会を公認し、委員会は、組合に加入して芸^ぎとなることを希望するものために、芸能その他適格性の審査検定を行ってその合格者を登録し、毎月定時にその異動を当局に報告することになっているために、昨年赤線廃止当時にもおびたしい無芸^{ぶぎ}のし^ょう婦^ふが芸^ぎの名をもって業界に潜入し、物議をかもした他府県の悪例になろうこともなく、かえって東京の芸^ぎは昨年に比して減少し、芸能ある年長者が漸増する傾向を示し始めたのである。芸^ぎ登録制の実施上その運営の指導によろしきを得るならば、この種の業界に内在した多年の宿^すへい^いを除き、風俗営業規正の上にも資するところがすくなくないであろう。

地方でも、高知県は今年度から都条例にならって芸^ぎ登録制を実施した。国家公安委員会は、慎重にその利^りへい^いを研究し、適切なる範例を示してこれを全国的に勧奨普及せられるよう要望いたします。

11. 売春防止法の徹底に関する要望

（昭37.2.6
売春対策審議会会長から内閣
総理大臣池田勇人あて）

売春防止法実施以来、地方によっては著しくその効果をあげている反面、大都市や温泉地等では旧態依然としてこの種の女性が街頭にはんらんして法を無視し、風俗を乱していることはまことに遺憾である。いまやオリンピックを目前にしてこの状態をこのままに放置しておくことは断じて許されないところである。

本審議会は政府が売春防止法の徹底を図るため、すみやかに適切な措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

12. 売春防止法制定以来6年間の実績と今日の問題点に関する
所見について

(昭37.5.21
売春対策審議会会長名)

売春防止法制定以来満6年、これが完全実施になってから満4年を経過した。この間、世上とかくの批判もあったが、これによって一応赤線地区は解消し、これに伴って、婦女の人身売買による強制的売春行為を極めて非人道的な罪惡として排除する考えかたが、社会一般に常識化してきた効果もまた認められなければなるまい。

本来、売春防止法は、風俗革命を伴う画期的文化立法に属するものであるから、5年、10の短時日にその目的を貫徹できる程単純なものではない。社会各般に亘る抜本的総合施策と相まって、一步を積み重ねて永い将来に期待するものでありたい。世間往往、本法の前途を悲観する者もあるが、決してその必要はない。今日でもすでに効果は相当にあがっているのである。この際、当審議会において、これまでの経過をふりかえり、将来への方向を明らかにすることも徒爾ではないと信じ、ここにこれを取りまとめて当局並びに一般の参考に資せんとするものである。

13. 売春対策及び麻薬対策に関する要望

昭 3 7.1 2.1 2
（売春対策審議会会長から
総理府総務長官あて）

昭和 3 7 年 1 2 月 1 2 日開催された売春対策審議会において、内閣総理大臣に対する要望を別紙のとおりとりまとめましたのでよろしくお取り計らい願います。

売春対策に関する要望

近時売春に対する取締りが緩慢に流れ、盛り場、温泉地等において半ば公然と売春勧誘行為が街頭に見られ非難の声が多い。単純売春処罰論あるいは法律改正論が生ずる所以であって、目下当審議会において研究中であるが、関係当局は現行法のゆるす限り取締り態勢を、強い決意をもって強行されんことを要望する。

麻薬対策に関する要望

最近における麻薬対策の緊要性にかんがみ、これを調査審議するため、衆議院及び参議院に麻薬対策特別委員会を設置するよう努力されんことを要望する。

14. 覚醒剤対策に関する要望

(昭38.9.19
売春対策審議会会長から
総理府総務長官あて)

最近における麻薬取締りの強化に伴い、麻薬常用者が覚醒剤に移行する傾向が一部にみられるので、禍を未然に防止するため、覚醒剤に対する罰則の強化その他これに対する有効適切な対策を検討されたい。

15. 麻薬等嗜癖性医薬品の研究に関する要望

昭 3 9. 2. 1 0

売春対策審議会会長から

日米科学委員会日本側委員代表兼重寛九郎

日米科学委員会に関する連絡調整会議議長久田 太郎

および日米科学委員会医学部門代表黒川利雄あて

現下わが国における麻薬等嗜癖性医薬品の濫用禍は、関係取締機関の
不断の努力にも拘らず国民各層に蔓延し誠に憂慮すべき状況にある。

これらの医薬品の濫用による禍害を防ぐためには、その取締を強化す
るとともに、これら薬品の性質、作用等を究明し中毒者の治療及び更生
のために適切な医療を施すことが肝要である。しかしながら、現在この
研究分野にあってはなお未解明の重要な課題が山積している。

この麻薬問題は、ひとりわが国ばかりでなく米国においても重大な社
会問題となっているところである。したがって麻薬等嗜癖性医薬品に関
し、日米両国の専門研究者により共同研究がなされるならば両国の福祉
の向上に寄与するところ甚だ大と思料される。

ついては、次期開催の日米合同科学委員会においてこの問題を取り上
げ、その研究を推進されるよう御配慮いただきたい。

16. 売春対策の強化に関する要望

(昭和39年4月30日売春対策審議会)

第18回オリンピック大会の開催まで、あと数カ月を残すのみとなったが、幸いにして、関係者の努力と国民あがての協力によって、諸般の準備が順調に進められている。とくにオリンピック国民運動の一環として、国土の美化や、公衆道徳の昂揚などの運動が推進され、社会環境の整備が図られつつあることは、まことに喜ばしい。

しかしながら、ここに遺憾にたえないのは、売春防止法施行後すでに6年有余を経たにもかかわらず、今なお、売春事犯がそのあとを絶たないだけでなく、かえってその手段が悪質巧妙化し、一部の地域においてはむしろ法施行前よりも露骨化した観さえあることである。ことに、別府その他の温泉地などにみられる街頭における公然たる勧誘は目に余るものがある。

また、一般国民の売春問題に関する認識も極めて不十分であり、なかには必要悪としての売春の復活を論ずるものさえある。

このような風潮のもとにオリンピック東京大会が開催されることは、日本国民として憂慮にたえないところである。

政府は、つとにその施策の基本として「人づくり」の重要性を強調し、推進しているところであるが、そのためにもこのような社会環境の浄化を図ることが緊要であると考えらる。

当審議会としても過去においてしばしば要望したところであるが、この際とくに一層売春防止法の趣旨の徹底と売春防止対策の強化のため努力されるよう切望する。

17. 「薬物乱用」に関する研究についての要望

（昭 3 9. 1 2. 2 5
売春対策審議会会長から総理
府総務長官あて

「薬物乱用」に関する研究について別紙 1 のとおりの要望が出され、
当審議会総会の議により関係各大臣に要望することとされたのでよろし
くお取り計らい願います。

「薬物乱用」に関する研究についての要望書

昭 3 9. 1 2. 1 5
日米科学協力事業「薬物乱用」専門委員会
委員長細谷英吉から
売春対策審議会会長菅原通済あて

昭和 3 9 年 6 月ワシントンにおいて行われました日米科学委員会は、
両国間の科学交流事業の一つとして「薬物乱用に関する研究」を新たに
とりあげることを決め、これを両国政府に勧告し両政府はこれを受諾い
たしました。

その結果去る 1 1 月 1 6 日から同 2 7 日まで東京において日米「薬物
乱用」研究計画会議が開かれ日米の専門学者 2 0 名がこれに参加し今後
の研究の推進方法等について討議をいたしました。そして別紙のような
「概要竝に勧告」が作られ、当委員会もその勧告に従って結成されたの
であります。

併しこのように両国政府がその採択に同意し、専門学者も協力を惜ま
ないとの意向を示しましても肝 心の研究自体の面倒をみる機関がなく研
究費の援助もないのではいわば画に いた餅と同様でありまして何等実
効をあげることはできないのであります。

日米科学協力事業は日本側は学術振興会、米国側はN. S. F(National Science Foundation)が夫々の窓口となって両者の協力の世話をすることによって運営されて居りますがそれらは研究自体の面倒を見る機関ではありません。米国では此の面をN. I. H(National Institute of Health)が担当して居りますが日本にはこれに相当する機関がないのであります。強いていえば文部省の科学研究費がこれにあたるのかも知れませんが薬物乱用乃至はこれに関連した研究に対して文部省の研究費が出されたことはありません。此の面では厚生省から出されている。「麻薬中毒の鑑別並に治療に関する研究」と「睡眠薬中毒の研究」計700余万円が唯一の援助でありましてこれを数十人の学者が領けて戴いているのであります。

勿論多くの研究者に平等に多くの研究費を注ぐことは不可能でもあり不必要でもありましょうが、喫緊かつ重要な研究のいくつかに対しては不足のないだけの研究費を投入して速やかな解決方法を得ることこそ国家としても望ましいことではないかと考えられるのであります。

麻薬対策に多大の努力を払われておられる貴委員会におかれましては、以上のような研究の実状を御諒承下され、次の二点につき御配慮を賜われますよう切に御願ひ申上げる次第であります。

- 一 「薬物乱用」に関する研究を主管する官庁を選定し、
- 二 上記官庁に対して「薬物乱用」に関する研究に要する経費を政府から特別に交付すること。

以 上

18. 性病予防対策に関する意見

(昭和40.1.29)
売春対策審議会

性病が国民の健康を害し、その子孫にまで抜き難い大きな害を及ぼすことにかんがみ、性病予防に関する施策は、瞬時もゆるがせにできないものである。

売春防止法の施行以来、売春による性病の伝播は著しく減少し、性病予防においてもみるべき効果をあげてきたところであるが、近時早期顕症梅毒を中心とする性病が急激にまん延している傾向にあり、現在ではその患者数が数百万にも及ぶといわれている。この時点まで政府が性病予防対策上何ら強力な施策、とくに実態の正確な把握の上に立った適切な行政措置を講ずるに至らなかったことは、甚だ遺憾とするところである。

しかしながら、最近ようやく政府においてもこの問題を重視し、性病予防法の改正をも考慮するに至ったことはまことに時宜をえたものと思料する。

本審議会において、売春防止対策の一環として性病予防法の一部改正について検討した結果、性病患者の届出制度の簡素化と、その全額公費負担、接触者調査の徹底、さらに、婚姻時及び妊娠時の健康診断の義務化とその全額公費負担等についてはいずれも必要があると認められるが、さらに性病まん延の現状にかんがみ、国民の広い層に対する検査の実施、治療費の公費負担の拡充等幅広い予防及び治療のための制度の確立を早急に検討する必要がある。

このため、現行制度における法第11条及び法第12条に基づく行政

措置について関係機関との連携を強化して、その適正円滑な実施を考慮するとともに、実態調査のすみやかな実施、国民に対する啓蒙活動の強力推進を図り、あわせて検血による健康診断等が自発的に行われるように行政指導を行うべきである。

19. 性病予防対策に関する意見

(昭 4 1.1 0.3 1)
売春対策審議会)

性病が国民の心身を侵し、その子孫にまで害を及ぼすことは、あらためて述べるまでもないが、とくに早期顕症梅毒を主体とする性病が急激にまん延している現状とその対策の緊要性については本審議会がつとに指摘したところである。

これらにかんがみ、政府はこのたび性病予防法の一部改正を行ない医師の届出制度の合理化、婚姻時における血液検査の義務化などを図ったが、これを契機として性病対策の気運が高まりつつあることは欣快にたえない。

しかしながら、性病まん延の事態は、いぜんとして重大であり、かつ緊迫の度を加えつつあるにもかかわらず、政府当局のこれに対する対策は未だ不十分といわざるを得ない。したがって、本審議会は、次の事項に関し、政府が一層の配慮を講ずる必要があることを指摘したい。

第一に性病対策に関する予算の大筋は単に本年度予算の平年度化にとどまり、血液検査及び治療に対する公費負担の拡大、研究施設の充実等に関する財政措置はきわめて貧弱であるので、大幅な拡充を図るべきである。

次に、性病予防対策の効果的な推進は、関係行政施策の強化とともに青少年層への純潔教育の普及徹底、婦人層への啓発的働きかけ等において行政活動を支える幅広い強力な民間組織活動が必要なことは言をまたない。

このため、政府においては、厚生、文部等関係各省の施策を総合的か

つ有機的に推進させるべく、対策本部のごとき組織を設置するとともに、民間においては、性病予防並びに性病伝播に密接な関連性を有する売春や不正麻薬使用の防止等の活動を相互に関連させ、効果的に推進する幅広い活動の組織化を早急に促進することが必要であり、政府はこれら民間活動に必要な助成措置を講ずることが望ましい。

ここに、本審議会は、政府の性病予防対策に関する一層の努力を切望し、関係予算の大幅な増額、民間組織の結成等について迅速なる措置をとられるよう要望する。

2.0. 売春防止対策等に関する要望

(昭 4 5. 2. 1 2
売春対策審議会会長から
内閣総理大臣あて)

(1) 売春防止対策に関する要望

売春防止法制定以来 10 余年を経過し、売春に関する各種対策の徹底により漸次この種問題の減少をみていることは喜ばしい。

しかしながら、最近モーテル、トルコ風呂、小ホテル等の中には、売春を誘発・助長する存在になっているものもあるようにうかがわれる。

日本万国博覧会開催を近々にひかえ、政府は、売春防止対策になお一層の努力をされるよう要望する。

(2) 性病予防対策に関する要望

当審議会は、昭和 40 年 11 月 29 日及び昭和 41 年 10 月 31 日の二回にわたり性病予防対策について要望して来た。

政府においても、国民に対する啓蒙活動の強力なる推進、婚姻時及び妊娠時における血液検査の公費負担の拡大等の措置が取られて来た。

しかしながら、性病特に梅毒は、全国的にまん延するという傾向もうかがわれる。

政府は、さらに強力な予防体制を整備し、適切な行政指導を実施するとともに国民総検血についても十分検討を行うよう要望する。

(3) 幻覚剤 LSD 対策に関する要望

最近、一部の青少年の間で幻覚剤 LSD が用いられているというまことに憂慮すべき事態が生じている。

LSD は、麻薬に優るとも劣らぬ害毒を持つものであり、すでに米

国においては、これに対し、嚴重な取締りを実施している。

わが国においても、これが対策について速やかに万全の措置を講じ、その絶滅を図るよう要望する。

21. 幻覚剤LSD等に対する規制の強化等について

(昭45.1.21
売春対策審議会会長から
内閣総理大臣あて)

本年2月麻薬に指定された幻覚剤LSDは極微量で人体に強力な作用をもたらす物質であるため、その所持及び使用が他の麻薬に比し容易であることから、今後LSD不正所持、不正使用、密輸入等の事犯は増加の一途をたどるおそれがあるものと予想される。これらの犯罪を撲滅するためには、LSDに対しヘロインと同等の規制(同等の刑罰を含む)を行うことが急務である。

よって、当審議会は、政府が速やかに麻薬取締法の改正等の措置を講ずるよう要望する。

なお、LSD以外の幻覚剤についても、必要に応じ適切な措置をとり得るよう、これに対する法的規制について至急検討されたい。

2.2. 覚せい剤対策の強化に関する要望

(昭48.3.19
売春対策審議会会長から
内閣総理大臣あて)

覚せい剤の濫用に対する有効適切な対策の検討の必要性については、すでに当審議会が指摘してきたところであるが、最近における濫用の実情に徴すると、その対策の緊要性は一層切実なものとなってきたものと認められる。よって、速やかにその対策の強化を図られたい。

右要望する。

23. トルコ風呂営業に対する対策強化について

（昭48.7.24
売春対策審議会会長から
内閣総理大臣あて）

トルコ風呂営業は、そもそも売春防止法制定後転業の一形態として誕生をみたものである。

ところが最近におけるトルコ風呂営業の現状は、一部の健全業者を除いて売春が行われており、地域によってはあたかも集娼地区の再現をおもわせるものがある。

このようなトルコ風呂営業の実態は、売春防止対策上看過できない実情にあると判断される。

そこで売春対策審議会としては、この際関係行政機関がトルコ風呂業者に対して自粛を促すとともに、トルコ風呂営業に対して次のような対策を強化するよう決議する。

- (1) 保健衛生上の観点からはもちろん、風紀上の問題についても格段の行政指導を強化すること。
- (2) 労働条件の改善指導等必要な行政指導を強化するとともに、従業員に対する啓発活動の展開に努めること。
- (3) 売春関係の取締りについては、売春防止法をはじめ、各種法令を活用してさらに取締りを強化すること。
- (4) トルコ風呂に関する条例の整備を早急にはかること。

とくに時間規制はおおむね12時までとし、構造については、売春が行われにくい状況にするよう検討すること。

- (5) 今後この決議にもかかわらずトルコ風呂営業の実態について自粛がうかがえない場合には、関係行政機関が相互に協力して法律改正を行

うなど強く対処していくこと。

2.4 補導処分制度に関する要望について

(昭 4 9 . 2 . 2 5
売春対策審議会会長から
最高裁判所刑事局長あて)

ご承知のとおり、昭和 3 3 年に婦人補導院が設置されてから本年で 1 6 年めを迎えております。この間、収容婦女子の社会復帰のための生活指導及び職業補導あるいは医療厚生面における成果はかなりのものがあつたと考えるのであります。

しかるに、最近における補導処分の実態をみますと、

- (1) 逐年補導処分に付される者の数並びにその言渡率は著しく減少してきている。
- (2) 全般に収容者の知能指数が低いことはやむをえないとしても、精神診断において逐年正常な者の数が減少してきている。
- (3) 新収容者の年令別では、ここ数年 4 0 歳台の者の占める比率が高くなってきている。
- (4) 性病その他の病気り患者が多くみられる。

等補導処分をめぐる問題点がうかがえます。

確かに、最近における売春防止法第 5 条違反の検挙者が著しく減少してきていることは事実であります。同時に、この種犯罪に対する実刑判決の言渡率もまた低くなってきており、また、先に述べたような傾向がみられることは、売春防止の観点から検討を要する点が存すると思うのであります。

最近における売春及び売春婦の実態は、かつてのように貧困のゆえの転落というよりも、むしろ好奇心、高収入への誘惑からの転落が多いとみられるのでありますが、このような売春の傾向に対しましては、管理

売春や場所提供等の取締りや売春婦個人に対する罰金刑をもつての対処では必ずしも十分な効果を期待できるものではなく、むしろ売春婦本人に対する現実の矯正・保護の活動の強化が必要ではないかと考えられます。

もとより、この問題はひとり裁判所においてのみ対処しえるものではなく、売春に関する捜査、検察の在り方及び矯正・保護活動の改善・充実等をも併せ図ることによって解決されるべきもので、これらの機関においても、この意を体しそれぞれの対策について検討している次第です。

つきましては、裁判所においてもかかる事犯の判決に際して、罰金か実刑か、更には補導処分かについて実質上いろいろとご審議、ご判断が下されるものと思いますが、この制度の在り方の本質、運用等に関する貴重な参考といたしたいので、これらの問題に関する検討、研修などの結果等につきましてご教示いただきたく、よろしくお願いいたします。

25. トルコ風呂対策の強化及びLSDの 罰則強化についての要望

(昭49.7.4
売春対策審議会会長から
内閣総理大臣あて)

(1) トルコ風呂対策の強化について

売春対策審議会は、昨年7月24日、トルコ風呂営業に対して関係行政機関の対策強化を要望し、併せてトルコ風呂営業の自粛を促したところである。

ところが、その後においてもトルコ風呂営業の実態については些かも自粛が窺えないのみならず、過般視察した状況では、あたかも遊廓の復活をおもわすものがあり、いまや黙視できない段階にきていると考える。

売春対策審議会としては、既にこの問題点は個室において婦女の役務の提供を認める営業を許可しているところにあることを指摘してきているのであるから、関係行政機関は、相互に協議して、かかる現状が改善されるよう、法令の改正を図るなど必要な措置を速に行うことを強く要望する。

(2) LSDの罰則強化について

売春対策審議会は、先に覚せい剤対策強化の緊急性を要望し、覚せい剤の罰則強化の実現に努力したところである。

ところが、最近LSDが漸次乱用されていく傾向がみられ、これらの蔓延を未然に抑止するためLSDの罰則を強化する必要があると考ええるので、関係行政機関は、早急に必要な措置を図るよう要望する。

26. 性病対策の強化及び沖縄国際海洋博覧会
に伴う売春対策の強化についての要望

(昭 4 9 . 1 0 . 2 2
売春対策審議会会長から
内閣総理大臣あて)

(1) 性病対策の強化に関する要望

売春防止法の全面施行当初においては、売春を行う者の絶対数が減少し、売春婦への接触率も低下するので当然性病の発生も下降の途を辿るものと考えられた。

しかるに現下の情勢をみるに性病患者の実態は握すら十分でなく、また性病の罹病数が下降の状況にあるとは考えられない現状になっていると思われる。

売春対策審議会としては、性病に関する具体的対策を速やかに講ずるよう屢々進言してきたが、担当行政機関がその要望に応え、積極的な対策を推進してきたとは思えない憂慮すべき実状にあると考える。

政府としては、かかる性病対策の現状にかんがみ、更にこの問題の重要性を再検討し、早急に具体的な対策を樹立する必要がある。

この際性病患者の実態は握の具体的対策をたて、医師の患者届出の勧奨を推進するとともに、血液検査の奨励、性病の予防、治療に関する知識の啓発並びに接触者調査等感染源の追及など性病予防対策を総合的に強化し、いやしくも売春防止法制定のために性病が蔓延したというそしりを受けることのないよう、これが根絶のため有効適切な措置を講ずることを強く要望する。

(2) 沖縄国際海洋博覧会に伴う売春対策の強化について

来年7月20日から開催予定の沖縄国際海洋博覧会に備えて関係行

政機関は、緊密な連絡のもとに売春等対策に疎漏がないよう格段の配意を払い、もってその実効が期せられるよう総合的な対策を推進することを強く要望する。

27. トルコ風呂営業に対する対策の強化について

(昭 5 0.4.3
売春対策審議会会長から
内閣総理大臣あて)

売春対策審議会は、昭和 48 年 7 月 24 日（自粛の促進）及び昭和 49 年 7 月 4 日（法令の改正）の二回にわたり、トルコ風呂営業に対する関係行政機関の対策強化を要望してきたところである。

しかるにトルコ風呂営業の実態は、いっこうに改められず、今や集娼地区復活のそしりを受けるに至っている。

売春防止法制定の趣旨から判断して、かかる状態はこれ以上看過できない段階であるといわざるをえない。

この際このような現状を早期に解決するため、関係行政機関は、関係立法を迅速に改正することに関してあらゆる施策を講ずるよう重ねて強く要望する。

Ⅶ 売春対策審議会の最近の活動状況

会 議 名	年 月 日	主 要 議 題
幹 事 会	50. 6. 19	法制定20周年行事について
〃	7. 11	1. 法制定20周年行事について 2. 沖縄海洋博の風俗対策について
総 会	7. 22	1. 有害広告物、出版物等の現状について 2. 沖縄海洋博の開催に伴う売春等風俗対策について 3. 売春対策審議会の今後の審議について
小 委 員 会 (於 札 幌 市)	9. 4	道内における売春、性病、覚せい剤乱用の実態及び今後の対処方針
幹 事 会	51. 1. 27	1. 法制定20周年行事について 2. 売春問題に関する世論調査について

Ⅶ 売春防止対策20年の歩み

1. 売春の実態の変化

昭和31年に現行の売春防止法が制定されてから今年で20年になったが、この間における売春の実態は、次にみるように著しく変化してきている。

(1) 売春関係事犯の悪質・功妙化

売春関係事犯の取締りの推移をみると、昭和34年の22,954件、20,167人をピークに年々減少している。

昭和50年は前年に比べわずかに増加しているが、しかしなお、昭和34年に比べ4分の1以下、昭和40年に比べても件数で36%、人員で27%にすぎない。(第1表) このように売春関係事犯の検挙が減少しているのは、事犯の潜在、功妙化による取締りの困難などいろいろな理由が考えられるが、売春そのものが減少しているとは思えない。

第1表 売春関係事犯の検挙状況

年別 区分		33 4~12	34	40	45	46	47	48	49	50
売防 止 春法	検挙件数	15,769	22,159	12,856	7,163	6,086	5,245	4,323	4,344	4,630
	検挙人員	14,896	19,600	11,385	5,933	5,111	4,199	3,321	3,075	2,983
そ法 の 他 の 令	検挙件数	934	800	1,042	734	617	279	369	284	420
	検挙人員	767	567	756	544	449	226	143	165	258
合	検挙件数	16,703	22,954	13,898	7,897	6,703	5,524	4,692	4,628	5,050
計	検挙人員	15,663	20,167	12,141	6,377	5,560	4,425	3,464	3,240	3,241

(注)その他の法令とは、刑法、職安法、児福法、労基法等である。

検挙した売春関係事犯についてその特徴点をあげると、次のとおりである。

ア 女子高校生等の売春が目立っている

勧誘事犯の被疑者及び売春助長事犯の被害者として取り扱った要保護女子は、4,448人で、前年に比べ7.2%増加した(第2表)。これを年令別にみると、20歳代が1,544人で最も多く、全体の34.7%を占め、以下30歳代、40歳代の順となっているが、特に注目しなければならないのは、女子高校生等)18歳未満の少女が前年の倍近くに増加していることで、要保護女子の低年令化傾向がうかがわれる。

第2表 要保護女子の状況

年令層	昭和49年		昭和50年		増 減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	増減数	増減率
16歳未満	113	2.7%	211	4.7%	98	86.7%
16～19	123	3.0%	131	3.0%	8	6.5%
20～29	1,611	38.8%	1,544	34.7%	△67	△4.2%
30～39	1,295	31.2%	1,357	30.5%	62	4.8%
40歳以上	1,007	24.3%	1,205	27.1%	198	19.7%
計	4,149	100 %	4,448	100. %	299	7.2%

1 被害意識の欠如

検挙事例をみると、暴力団関係者等によりむりやりに売春をしいられた事犯が多いが、なかには高校生や主婦による売春等で、その動機

が単に金ほしさからといったケースも少なくなく、被害者意識を欠く事例が多いのが、注目される。

ウ 被疑者の過半数は再犯者

昭和50年中に検挙した売春関係事犯の被疑者をみると、全体の58%が再犯者である、常習化、定着化の傾向がうかがわれる。

(2) 売春の動機の変化

売春歴のある女子の転落の動機を婦人相談所の資料により年別に比較してみると(第3表)、かつては経済的理由が大半を占めていたが年々その割合が減少してきている。これに対して、好奇心等本人自身の理由により転落した婦女子は、昭和39年28%、昭和42年41%、昭和47年54%と年々増加の傾向をたどっている。

このような傾向は最近の社会的風潮と無関係ではなく、売春防止法制定以後今日までの売春の実態の変化を示すものと考えられる。

(3) 売春と性病問題

売春防止法の制定前後からの早期顕症梅毒(注)の患者数を見ていくと(第4表)、昭和30年以降減少の傾向をたどり、昭和40年代初期に再び増加の兆しを見せたものの、その後減少して現在は横ばいの状態にあることがわかる。

もちろん、この統計は性病予防法による届出に基づくものであり、必ずしも患者の実態を正確に示しているとはいえない。

(注) 早期顕症梅毒=梅毒に感染してから間がなく、症状がまだ表面に現われているものをいう。

〔第3表〕 売春歴のある要保護女子の転落の動機の推移

年	経済的理由	家庭的理由	強 要	本人自身	その他
36	5 1.3				
37	3 4.6				
38	4 3.9				
39	4 1.2	2 2.2	6.1	2 8.2	2.3
40	4 4.4	1 3.7	2.3	3 1.0	8.6
41	3 6.8	1 6.2	5.1	3 4.5	7.4
42	3 3.4	1 8.0	4.7	4 0.9	3.0
43	3 0.2	1 2.9	5.7	4 1.5	9.7
44	3 1.6	1 9.1	4.8	4 0.3	4.2
45	2 4.1	9.8	5.4	5 5.2	5.5
46	2 5.7	1 1.5	5.3	5 1.4	6.1
47	2 3.7	9.9	4.8	5 4.2	7.3

〔第4表〕 早期顕症梅毒の患者数の推移

年	患 者 数	年	患 者 数
30	6,745	40	1,490
31	5,810	41	2,545
32	4,440	42	2,397
33	2,110	43	1,543
34	1,280	44	1,018
35	910	45	757
36	884	46	551
37	1,217	47	551
38	1,287	48	470
39	1,277	49	451

2. 売春防止対策の実施

(1) 社会の風紀環境を浄化する運動の展開

毎年5月24日の「売春防止法制定の日」を契機として、国民一般の売春防止及び性病予防に関する意識を喚起するとともに、関係行政機関、関係団体等の活動を一層強化し、もって売春防止及び性病予防対策の積極的推進を図り、社会の風紀環境の浄化を期することを目的として、総理府、警察庁、法務省、文部省、労働省、各都道府県等により、例年「社会の風紀環境を浄化する運動」が実施されている。（本書72ページを参照）。

この運動は、昭和39年から毎年実施されてきた「売春をなくす運動」と、それとは別個に実施されてきた「性病予防週間」とを統合し、昭和50年度から現在の名称で行われているものである。

毎年この運動の期間中には、ポスター・リーフレット・ラジオ・テレビ等を利用した広報キャンペーン、純潔教育、売春防止及び性病予防をテーマとする講演会等の実施、売春関係事犯の取締りの実施等、活発な活動が展開されている。

(2) 売春関係事犯の取締り

警察は、昭和33年に売春防止法が全面施行されて以来、同法の趣旨にのっとり

- 管理売春事犯
- 暴力団が介入している悪質事犯
- いわゆる赤線地域復活の印象を与えるような事犯
- 街頭における勧誘、周旋等の著しく風紀環境を害している事犯

等を重点に取締りを行っている。特に昭和43年には「売春関係指定重

点地域」、さらに昭和49年には「盛り場モデル地区」をそれぞれ指定し、以後、これらの地域を中心に強力な取締りを行ってきた。

また、最近は、トルコ風呂、マッサージ等、合法的な営業を偽装した売春関係事犯が増加する傾向にある。このため、これらのものについても、各種の関係法令を適用して継続的な取締りを行うとともに、業界に対しても適時に指導を行っている。

(3) 補導処分の実施

昭和31年売春防止法が施行されたことに伴い、昭和33年に東京、大阪、福岡に法務省所管の婦人補導院が設置された。

婦人補導院では、売春をする目的でその相手となるように勧誘等を行った満20歳以上の女子（売春防止法第5条の違反者）で、同法に基づき裁判所から補導処分を受けた者を6月間収容し、自己の徳性を害する売春行為をやめ、健全な社会生活ができるようにするために必要な生活指導、職業補導及び心身の障害に対する医療措置などを重点的に行い、その更生復帰に努めている。

収容人員は、昭和35年、36年をピークにして以後減少の傾向が続いている（第5表）。そのため、昭和46年3月大阪、昭和50年4月福岡の収容業務をやむを得ず一時停止するに至っており、現在は東京都八王子市にある東京婦人補導院だけが業務を行っている。

なお昭和51年5月末日の収容人員は12名である。また、在院者には、知能その他精神面になんらかの欠陥があったり、性病等の疾病にかかっているなど重い負因を持っている者が多く、最近における全般的として、知能指数、精神状態、疾病罹患率のいずれについても悪化する傾向が認められる（第6表及び第7表）

〔第5表〕 婦人補導院の収容状況（新収容者数）

年 別	収 容 状 況	年 別	収 容 状 況
33	96	42	150
34	278	43	123
35	408	44	86
36	396	45	49
37	331	46	46
38	248	47	42
39	248	48	40
40	255	49	27
41	231		

第6表 新収容者の知能指数

年 指数	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
49以下	16	65	75	47	39	24	31	35	56	31	18	20	5	5	5	2	-	2
50~59	28	40	78	67	45	33	30	37	37	21	24	19	12	6	5	12	5	6
60~69	14	48	74	74	67	60	76	76	43	43	44	17	11	13	9	9	5	5
70~79	14	57	75	80	94	50	49	49	43	40	17	14	11	13	9	5	6	8
80~89	12	34	61	72	48	40	35	30	33	16	9	5	-	6	10	9	4	5
90~99	4	13	23	31	24	25	11	13	9	9	5	5	1	-	3	2	6	1
100以上	3	15	10	21	18	14	14	6	6	2	1	3	6	2	-	1	-	-
テスト不能	5	6	6	4	6	2	2	7	4	8	5	3	3	1	1	-	1	1
計	96	278	408	396	331	148	248	253	231	150	123	66	49	46	42	40	27	28

第7表 入院時の疾患

年	総 数	性 病	その他疾患	検 査 中	な し
34	278	107	59	8	104
35	408	121	76	8	203
36	396	148	113	11	124
37	331	95	74	2	160
38	248	88	64	6	90
39	248	96	44	3	105
40	253	106	35	4	108
41	231	96	34	1	100
42	150	63	33	1	53
43	123	53	36	1	33
44	86	27	28	10	21
45	49	7	16	12	14
46	46	14	10	7	15
47	42	14	7		21
48	40	19	17		4
49	27	9	14		4
50	28	11	15		2

(4) 婦人保護業務の実施

婦人保護のため、売春防止法に基づき全国に婦人相談所（４７か所）婦人相談員（４９１人）及び婦人保護施設（６０施設）が設置されている。

婦人相談所の主な活動としては、要保護女子に対する相談、指導、心理学的及び医学的判定、一時保護所への収容保護並びに婦人保護施設への収容保護の決定があるが、最近では、啓蒙活動を重点とした巡回相談を実施しているところも多くなっている（第８表）

このほか、婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等に所属し、所管区域内において要保護女子の発見に努め、諸般の問題について相談に応じ、転落防止及び保護更生のために必要な指導を行っており、また婦人保護施設では、要保護女子を収容保護し、生活指導、職業指導等を行うことによってその自立更生を図っている。（第９表）。

第8表 婦人相談所、婦人相談員取扱件数の推移

	婦人相談所	婦人相談員	計
32年10月	6,593 件	10,626 件	17,219 件
33	15,277	18,304	33,581
34	16,073	23,174	39,247
35	16,913	26,800	43,713
36	19,060	31,189	50,249
37	17,890	36,381	54,271
38	18,302	36,727	55,029
39	18,856	40,247	59,103
40	19,469	44,701	64,170
41	17,253	47,297	64,550
42	17,433	47,916	65,349
43	15,433	46,544	61,977
44	15,696	47,434	63,130
45	15,451	51,825	67,276
46	15,291	55,455	70,746
47	14,762	56,963	71,725
48	13,855	52,936	66,791
49	15,089	53,023	68,112
合 計	288,696	727,542	1,016,238

第9表 婦人保護施設の入所状況

	入所状況		入所状況
33年	2,700人	43年	1,493人
34	3,106	44	1,217
35	2,555	45	1,204
36	2,296	46	1,203
37	2,037	47	1,114
38	1,922	48	1,127
39	1,256	49	1,113
40	1,159	合計	28,540
41	1,834		
42	1,204		

(5) 性病対策の実施

1 の(3)「売春と性病問題」で見てきたように、早期顕症梅毒等の性病は昭和30年以降おおむね減少の傾向にあるが、これは関係行政機関、団体等の熱心な性病予防活動に負うところが多い。

性病予防活動としては、梅毒を早期に発見するための血清反応検査と啓発広報とが併行して進められているが、梅毒血清反応検査のうち売春常習者と思われる者に対するものの実施状況は第10表のとおりである。

〔第10表〕 売春常習者と思われる者に対する梅毒血清反応検査の実施状況

	検査件数	うち梅毒にり患 していた者	陽 性 率
昭43	2,681	799	29.8
44	4,431	618	13.9
45	3,236	496	15.3
46	4,216	658	15.6
47	2,969	523	17.6
48	2,969	523	17.6
49	2,432	448	18.4

VII 参考資料

1. 総理府設置法（抄）

（昭 24. 5. 31）
（法律第 127 号）

（その他の附属機関）

第 15 条 左の表の上欄に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
略	略
売春対策審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて売春対策に関する重要事項を調査審議すること。
略	略

2. 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くの外、政令で定める。

（注） 当該条文の改正は、総理府設置法の一部を改正する法律（昭和 31. 3. 7 法律第 5 号）による。

2. 売春対策審議会令

（昭 31. 3. 7）
（政令第 17 号）

内閣は、総理府設置法（昭和 24 年法律第 127 号）第 15 条第 2 項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第 1 条 売春対策審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣又は

関係各大臣の諮問に応じ、売春対策に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 3 審議会に、幹事20人以内を置く。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事務があるときは、その職務を代理する。

3. 売春防止法

(昭和31.5.24)
法 1 1 8

施行 昭和32.4.1 (附則参照)

改正 昭和33法16. 昭和37法140. 法161

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を

図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第3条 何人も、売春をし、又はその相手方となってはならない。

(適用上の注意)

第4条 この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 刑事処分

(勧誘等)

第5条 売春をする目的で、次の各号の1に該当する行為をした者は、6月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

- 1 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 2 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 3 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第6条① 売春の周旋をした者は、2年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

② 売春の周旋をする目的で、次の各号の1に該当する行為をした者の処罰

も、前項と同様とする。

- 1 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 2 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 3 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第7条① 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

② 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、3年以下の懲役又は3年以下の懲役及び10万円以下の罰金に処する。

③ 前2項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第8条① 前条第1項又は第2項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、5年以下の懲役及び20万円以下の罰金に処する。

② 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第9条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第 10 条① 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

② 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第 11 条① 情を知って、売春を行う場所を提供した者は、3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

② 売春を行う場所を提供することを業とした者は、7 年以下の懲役及び 30 万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第 12 条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、10 年以下の懲役及び 30 万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第 13 条① 情を知って、第 11 条第 2 項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、5 年以下の懲役及び 20 万円以下の罰金に処する。

② 情を知って、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、7 年以下の懲役及び 30 万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第 14 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 9 条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第15条 第6条、第7条第1項、第8条第2項、第9条、第10条又は第11条第1項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第7条第1項に係る同条第3項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第16条 第5条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法(明治40年法律第45号)第25条第2項ただし書の規定を適用しない。同法第54条第1項の規定により第5条の罪によって懲役の言渡をするときも、同様とする。

第3章 補導処分

(補導処分)

第17条① 第5条の罪を犯した満20歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

② 補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行う。

(補導処分の期間)

第18条 補導処分の期間は、6月とする。

(保護観察との関係)

第19条 第5条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第25条ノ2第1項の規定を適用しない。同法第54条第1項の規定により第5条の罪の刑によって処断された者についても、同様とする。

(補導処分の言渡)

第20条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

(勾留状の効力)

第21条 補導処分に付する旨の判決の宣告があったときは、刑事訴訟(昭和23年法律第131号)第343条から第345までの規定を適用しない。

(収容)

第22条① 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容のため必要があるときは、検察官は、収容状を発することができる。

② 収容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。

③ 収容状は、検察官の指揮によって、検察事務官、警察官又は婦人補導院若しくは監獄の職員が執行する。収容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。

④ 収容状については、刑事訴訟法第71条、第73条第1項及び第3項並びに第74条の規定を準用する。

⑤ 収容状によって身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

⑥ 検察官は、収容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

(補導処分の競合)

第23条 補導処分に付する旨の2以上の裁判が同時又は時を異にして確定した場合において、2以上の確定裁判があることとなった日以後に一の補導処分について執行(執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間

に算入されるものを含む。)が行われたときは、その日数は、他の補導処分分の期間に算入する。

(在院者の環境調整)

第24条① 保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることができる。

② 前項の措置については、犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号、以下「予防更生法」という。)第52条の規定を準用する。

(仮退院の許可)

第25条① 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、補導処分に付された者に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許すことができる。

② 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、すみやかに、これを地方委員会に通告しなければならない。

③ 第1項の仮退院については、予防更生法第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、同法第29条第2項中「前条」とあるのは、「売春防止法第25条第2項」と読み替えるものとする。

(仮退院中の保護観察)

第26条① 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

② 前項の保護観察については、予防更生法第2条、第34条から第37条まで及び第39条から第41条の2までの規定を準用する。この場合において、同法第34条第2項中「第31条第3項」とあるのは「売春防止法第25条第3項において準用する第31条第3項」と、第41条第7項中

第45条第1項」とあるのは「売春防止法第27条第2項において準用する第45条第1項」と読み替えるものとする。

(仮退院の取消)

第27条① 仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかったときは、地方委員会は、仮退院の取消をすることができる。

② 前項の仮退院の取消については、予防更生法第44条第1項及び第2項並びに第45条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定を準用する。この場合において、同法第45条第1項中「第41条第2項」とあるのは、「売春防止法第26条第2項において準用する第41条第2項」と読み替えるものとする。

③ 仮退院中の者が前項の規定において準用する予防更生法第45条第2項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。

④ 仮退院が取り消されたときは、検察官は、收容のため再收容状を発することができる。

⑤ 再收容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、收容すべき婦人補導院その他收容に必要な事項を記載しなければならない。

⑥ 再收容状については、第22条第3項から第5項までの規定を準用する。ただし、再收容状の執行は、同条第3項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

(審査請求)

第28条① 前条第1項の規定による地方委員会の処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対して審査請求をすることができる。

② 前項の審査請求については、予防更生法第50条から第51条の2まで

までの規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては、同法51条の3の規定を準用する。この場合において、同法第50条第1項中「監獄又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第51条の2中「60日」とあるのは30日」と読み替えるものとする。

(予防更生法雑則の準用)

第29条 仮退院の許可、仮退院中の保護観察、仮退院の取消及び処分の審査については、前四条に定めるもののほか、予防更生法第55条から第60条までの規定を準用する。

(仮退院の効果)

第30条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終ったものとする。

(更生保護)

第31条 更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)の適用については、婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終ったとされた者は、同法第1条第1号に掲げる者とみなし、補導処分による身体の拘束、婦人補導院の長及び仮退院は、それぞれ、刑事上の手続による身体の拘束、監獄の長及び仮出獄とみなす。

((執行猶予期間の短縮))

第32条① 婦人補導院から退院した者及び第30条の規定により補導処分の執行を受け終ったとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終ったとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

② 第5条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第54条第1項の規定により第5条の罪の刑によ

って処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

(補導処分の失効)

第 3 3 条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失ったとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

第 4 章 保護更生

(婦人相談所)

第 3 4 条① 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

② 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

- 1 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 2 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。
- 3 要保護女子の一時保護を行うこと。

③ 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

④ 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

⑤ 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第 3 5 条① 都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。

② 市は、婦人相談員を置くことができる。

③ 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

④ 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもっている者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(婦人保護施設)

第 3 6 条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(民生委員等の協力)

第 3 7 条 民生委員法(昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号)に定める民生委員、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)に定める児童委員、保護司法(昭和 2 5 年法律第 2 0 4 号)に定める保護司、更生緊急保護法に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 3 8 条① 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 1 婦人相談所に要する費用(第 5 号に掲げる費用を除く。)
- 2 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用
- 3 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 4 都道府県の行う収容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 5 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

② 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第 39 条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第 40 条① 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第 38 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについてはその 5/10、同項第 5 号に掲げるものについてはその 8/10 を負担するものとする。

② 国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が 38 条第 2 項の規定により支弁した費用の 5/10 を補助するものとする。

③ 国は、予算の範囲内において、都道府県が第 38 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号に掲げるものについてはその 5/10 以内、同項第 4 号に掲げるものについてはその 8/10 以内を補助することができる。

④ 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の 2/3 以内を補助することができる。

附 則 (抄)

(施行期日)

① この法律は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章及び附則第 2 項の規定は、昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。

(婦女に売 をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

② 婦女に売 をさせた者等の処罰に関する勅令 (昭和 22 年勅令第 9 号) は廃止する。

- ③ 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- ④ 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為、その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第2章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- ⑤ 前項に規定する条例の規定が、第2章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなった場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

4. 「昭和51年度社会の風紀環境を浄化する運動」の依頼文

総審第75号

昭和51年4月16日

各都道府県知事 殿

総理府総務副長官

警察庁次長

法務事務次官

文部事務次官

厚生事務次官

労働事務次官

「社会の風紀環境を浄化する運動」の実施について

「社会の風紀環境を浄化する運動」については昭和50年度より従来の売春防止及び性病予防の運動を総合的に推進するため実施されてきたところであるが、本年度は売春防止法制定20周年に当たるので、別紙「実施要綱」に基づき各都道府県売春防止対策本策本部（未設置の場合は、民生担当部）が中心になり、関係行政機関、関係団体等と緊密な連絡を取り効果的な運動を展開されたく、格段の御配慮をお願いする。

別紙

昭和51年度「社会の風紀環境を浄化する運動」の実施要綱

1. 趣 旨

「売春防止法制定の日」を契機として、国民一般の売春防止及び性病予防に関する意識を喚起するとともに、関係行政機関、関係団体等の活動を一層強化し、もって売春防止及び性病予防対策の積極的推進を図り、社会の風紀環境の浄化を期するものとする。

2. 期 間

原則として5月24日の「売春防止法制定の日」を中心とするおおむね2週間とし、各地方の実情によって決定する。

3. 主 唱

総理府、警察庁、法務省、文部省、厚生省、労働省、日本更生保護協会、全国保護司連盟、全国更生保護会連盟、全国更生保護婦人連盟、三悪追放協会、全国社会福祉協議会、社会純潔化協会、日本性病予防協会

4. 実施（協力）機関等

都道府県、都道府県教育委員会、都道府県警察本部、地方検察庁、婦人補導院、保護観察所、婦人少年室、都道府県社会福祉協議会、日本医師会、日本赤十字社、日本薬剤師会、その他婦人団体等関係団体

5. 運動の重点

- (1) 売春及び性病を助長する風紀環境を浄化するための啓蒙及び実践活動を推進する。
- (2) 未成年者の売春防止対策を強化する。
- (3) 性病の早期予防対策を推進する。

6. 運動の実施事項

- (1) 純潔教育、売春防止及び性病予防に関するポスター、リーフレット、ラジオ、テレビ、映画等による広報キャンペーンの実施
- (2) 純潔教育、売春防止及び性病予防をテーマとする講演会、座談会、研究会等の開催による啓蒙活動の実施
- (3) 青少年関係者及び事業主に対する青少年の転落防止、売春防止及び性病予防についての啓発活動の実施
- (4) 青少年に対する生活指導、街頭補導等の重点実施
- (5) 有害な図書、広告、映画等の自主規制促進の活動強化
- (6) 風紀環境浄化のための売春関係事犯の取締りの実施及び関係営業に対する行政指導の強化
- (7) 要保護女子の転落防止及び保護更生活動の強化
- (8) 性病の早期発見及び早期治療を図るための健康診断、相談及び血液検査の実施

7. 実施上の留意事項

- (1) この運動の実施に当たっては、特に地域住民、民間諸団体、事業所等の関心と参加協力が得られるように、それぞれの地域の実情に応じて、運動の内容、キャッチ・フレーズ等について創意工夫を凝らし、風紀環境を浄化するための県民運動、市民運動として成果のあがる運動を展開すること。
- (2) この運動において、総合的な効果を発揮できるように、各都道府県売春防止対策本部等は運動の連絡会議、推進会議等を開催するなど、関係機関及び関係団体等の連絡協調について十分配慮すること。

8. 報 告

この運動の期間中に行った実施結果等については、本年7月末までに総理府総務副長官（内閣総理大臣官房審議室気付）あてに報告すること。

GAa1/1

8-5-89



女性と仕事の未来館



00963171